

川崎市上下水道局規程第33号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程
の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第12号中「第17条」の次に「又は第17条の2」を加え、
「1日の勤務時間の一部について」を削る。

第10条第2項第3号中「及び第19条第6項」を「（勤務時間規程第19条第6項又は育児休業規程第21条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。